

Japanese Journal of Victimology

Number 29

March 2019

被害者学研究

第29号

Preface

Psychological Victim Support in Japan
— What the Experience tells us —
Konishi, Takako

Lecture

Victims and Restorative Justice
— through the 18 years' Learning in Australia, England and Europe —
Hosoi, Yoko

Articles

The Current State of Psychiatric Evaluation of Victims of Sex Crimes: A Survey of Cases
from the Tokyo District Public Prosecutor's Office

Yamamoto, Konomi

Konishi, Takako

Victim Support in Local Governments

— Role Sharing and Collaboration among Municipalities, Prefectures, and
other Relevant Organizations —
Ozaki, Mahoko

Series: Contemporary Issues in Victimology (23・24)

About a Problem and a Support for the Young Person of Men who suffered Sexual Assault
— to the society that can utter a cry —
Tada, Chikahiro

Preventive Measures against Child Abuse at Present and Some Problems
— to Study on the Latest Revision of Child Welfare Act and Prevention of Child Abuse Act —
Abe, Tetsuo

Series: Victimology in the World (27・28)

Recovery from Damages of Crime Victims through the Confiscation in Taiwan
Wu, Po-Tsang

Crime Victims Policy in Scandinavia
— Centering on Crime Victims Agency —
Saito, Minoru

Symposium: Focusing on the "Relationship" of Crime Victims: An approach from the Empirical Studies

Focusing on the Relationship between Victims and Offenders in
the Studies of Victimology: Purpose of this Symposium
Tatsuno, Bunri

The Impact of Relationships with Offenders on the Mental Health and Help-Seeking Behaviors of Sexual Assault
Victims
Nakajima, Satomi

Examination of Effects of Victim-Offender Relationship and Types of Crime on
Policemen's Treatment for Bereaved Families.
Shiraiwa, Yuko

Violent Victimization of Intimate Partners as a Function of Bias in Intimate Relationships
Souma, Toshihiko

The Effects of Victim-Offender Relationship on Victim's Decision Making:
— Focusing on Call for Police and Help-Seeking —
Shimada, Takahito

Published by the Japanese Association of Victimology

ISBN978-4-7923-5279-0 C3032 ¥1800E 定価(本体1800円+税)

Japanese Journal of Victimology

被害者学研究

第29号

2019. 3

卷頭言

日本における被害者への心理的支援
—その経験が教えること— 小西聖子 (1)

基調講演

犯罪被害者と「修復的司法」(Restorative Justice)
—豪州への留学を契機に、18年間の学びを通して— 細井洋子 (4)

論説

性犯罪被害者精神鑑定の実態
—東京地方検察庁管内の事例調査から— 山本このみ 小西聖子 (20)

地方公共団体における被害者支援

—基礎自治体を中心とした広域自治体及び
その他関係機関との役割分担と連携— 尾崎万帆子 (35)

シリーズ・被害者学各論(第23・24回)

性的被害を受けた男性の年少者に対する問題と支援
—声をあげられる社会へ— 多田庶弘 (48)

児童虐待防止対策の現在と課題

—児童福祉法・児童虐待防止法の改正後の
状況を踏まえて— 安部哲夫 (59)

シリーズ・世界の被害者学(第27・28回)

台湾の没収制度における被害者の損害回復
—民事請求権への対応を中心— 吳柏蒼 (71)

北欧における犯罪被害者政策
—犯罪被害者デスクを中心にして— 齋藤実 (86)

シンポジウム：関係性からみた犯罪被害—実証研究からのアプローチ—
被害者学研究における関係性の視点：シンポジウムの趣旨…辰野文理 (98)

加害者の関係性が性暴力被害者のメンタルヘルスおよび
help-seeking behaviorsへ与える影響 中島聰美 (103)

関係性がない／ある事件の遺族はどんな待遇を受けるのか
—面識と罪種(殺人・致死／交通)が
警察官の遺族対応におよぼす効果の検討— 白岩祐子 (120)

DVの被害化に影響する親密関係でのバイアスのはたらき…相馬敏彦 (130)

関係性が被害者の意思決定に与える影響
—通報と援助要請を中心に— 島田貴仁 (139)

大会記事
役員名簿
日本被害者学会規約
編集後記

日本被害者学会

Japanese Association of Victimology

日本被害者学会

関係性がない／ある事件の遺族はどんな処遇を受けるのか
——面識と罪種（殺人・致死／交通）が警察官の
遺族対応におよぼす効果の検討——

白 岩 祐 子

[Abstract]

Previous studies have examined the effect of victim-offender relationship on reporting crime to the police, but have not paid attention to how the relationship affects the treatment the victim and the bereaved receives from police. In this study, using research data on bereaved family of mortality incident such as murder and traffic accident, the author examined the influence of relationships with offenders and types of crime (traffic death accident/other) on the treatment for bereaved families by police officers. As a result, it was shown that the bereaved families in traffic death accidents not acquainted with offenders are placed in the most severe situation. They are not informed of the investigation situation and rights of victim from the police officers, as compared with the bereaved families of the murder case and bereaved families of non-stranger traffic accidents. It was discussed that these results are some signs of a social trend that disregards common traffic accidents.

I 先行研究：関係性があると通報されにくいのか

関係性（victim-offender relationship）とは、被害者と加害者のあいだに面識があることをいう。面識があり、とくに両者が親密な関係にある（あった）場合、公的機関への連絡（通報）や援助要請は抑制されることが、性被害やドメスティック・バイオレンス（以下「DV」とする）について確認されている¹⁾。これらの研究がめざしているのは、通報されにくい犯罪被害

SHIRAIWA Yuko Lecturer, Graduate School of Humanities and Sociology, The University of Tokyo
東京大学大学院人文社会系研究科専任講師

1) 配偶者や交際相手、家族など、加害者が親密な相手であった場合、暴力被害や性被害の通報率は低下するとの報告は、Felson, R. B. & Paré, P., "The Reporting of Domestic Violence and Sexual Assault by Nonstrangers to the Police," *Journal of Marriage and Family*, Vol.67, No.3 (2005), 597-610, Fisher, B. S., Daigl, L. E., Cullen, F. T., & Turner, M. G., "Reporting Sexual Victimization to the Police and Others," *Criminal Justice and Behavior*, Vol.30, No.1 (2003), 6-38. Gartner, R. & Macmillan, R., "The Effect of Victim-offender Relationship on Reporting Crimes of Violence against Women," *Canadian Journal of Criminology*, Vol.37, No.3 (1995), 393-429., U. S. Department of Justice, "Reporting Crime to the Police, 1992-2000," <http://www.ncjrs.gov/pdffiles1/nij/18757.pdf>. 2003 (2018.9.23)などを参照。わが国での報告としては、小西吉呂・名嘉幸一・和氣則江・石津宏「大学生の性被害に関する調査報告—警察への通報および求められる援助の分析を中心に—」こころの健康15巻 (2000年) 62頁以下、岩崎直子「日本の男女学生における性的被害—date/acquaintance rape の経験および被害者にとっての“重要な他者”としての経験—」こころの健康15巻 (2000年) 52頁以下などを参照。

の実態や暗数を把握することと、関係性がもつ通報抑制効果を実証的に明らかにすることであろう。このように、刑事司法手続きの端緒というべき通報を重視し、これを左右する要因としての関係性に着目した研究は一定数存在している。

その一方で、通報後に関係性がもたらす帰結についてはほとんど着目されていない。すなわち、被害者が刑事司法機関から受ける処遇は加害者との面識の有無によって異なるのか、という観点からの実証研究は、これまで国内外を問わず報告されていない。しかしながら、加害者と面識がある被害者や事件は、刑事司法機関から「被害者」「事件」として遇されにくくことが経験的に指摘されている。

II 本研究の視点：関係性があると適切に処遇されないのか

関係性は刑事司法機関の被害者処遇にどのような影響をもたらすのか、この論点は本来きわめて重要なものである。政策的努力の末に通報率を向上させることに成功したとしても、加害者と面識のある事件において適切に遇されなかった場合、被害者は通報しないほうが合理的だったと考えるであろうし、「これ以上傷つきたくない」「不快な思いをしたくない」と考える被害者にとって、通報率向上のための施策は裏目に出ることになるからである²⁾。

したがって、「関係性がある被害者は刑事司法機関からどんな処遇を受けているのか」という問い合わせを明らかにすることには、実務的な意義があると考えられる。この主題はとくに、潜在化しやすい性被害やDVにおいていっそう重要であるが、一方でこれらの罪種はその特質ゆえに、自己選抜バイアスと呼ばれるサンプルの偏りに起因する問題をはらんでいる。つまり、刑事司法機関から「被害者適格性」を認められる事件ほど通報されやすい反面、被害者が「まともに扱ってもらえないかもしれない」と危惧する事件ほど通報は断念される可能性があり、通報後の処遇を関係性の有無で比較する場合、データそのものがすでにこうした偏りを内包することになるからである。

上記の問題点をふまえると、関係性が刑事司法機関の処遇におよぼす影響は、自己選抜バイアスが生じる余地のない死亡事件において検証することが適切であろう。死亡事件は発生すればほぼすべてが刑事司法機関から認知されるため、データにバイアスが生じる余地はない。殺人事件や傷害事件において加害者と面識がある場合、事件は「知り合い同士のトラブル」「身

する調査報告—警察への通報および求められる援助の分析を中心に—」こころの健康15巻 (2000年) 62頁以下、岩崎直子「日本の男女学生における性的被害—date/acquaintance rape の経験および被害者にとっての“重要な他者”としての経験—」こころの健康15巻 (2000年) 52頁以下などを参照。

2) 遺族が警察の対応をどのように認識しているかについては、中野目善則「第Ⅲ部犯罪被害者インタビュー 第2章被害者遺族の実態」宮澤浩一ほか編『犯罪被害者の研究』(成文堂、1997年) 287頁以下参照。

3) 諸澤英道『新版被害者学入門』(成文堂、2001年) 382頁。

内の揉めごと」とみなされる可能性があることも指摘されている³⁾。

これらの理由にもとづき本研究では、関係性が刑事司法機関、とくに警察の被害者（遺族）処遇におよぼす影響を検討することを目的として、筆者が別の目的で取得した調査データ⁴⁾を二次分析することとした。先行研究が存在しないため探索的な検討となるが、これまで議論されてきた内容にもとづいて、1) 殺人・致死事件では加害者と面識がある事件の遺族のほうが適切に処遇されにくい、2) 交通事故においては面識による差異はない、3) 殺人・致死事件にくらべて交通事故の遺族の方が適切に処遇されにくい、との予測をたててこれらを検証した。

III 実証研究：方法

1 協力者と手続き

2011年11月から2014年8月までの期間、死亡事件で家族を失った遺族に協力を求めた。具体的には、全国の複数の犯罪被害者団体と支援弁護士ネットワークを通じて間接的に、また既知の遺族に対しては直接的に調査票への回答を依頼した。郵送法を原則としたが、事務局の希望にもとづいてインターネット上で調査専用画面を開設し、会員に対しオンライン上で回答を求めた団体もある。その結果194名（男性70、女性122、不明2）の遺族から協力を得た。

調査票の作成にあたっては数名の遺族にチェックを依頼し、とくに倫理的な面からの指摘にそって内容を修正した。研究の実施に際しては、所属機関が設置する倫理審査委員会の審査を受け承認を得た。

2 設問

(1) 事件や協力者の属性 罪種、事件発生年、被害者と加害者の面識の有無とその詳細、協力者の性別と年代（10代から70代および80歳以上の8段階）への回答を求めた。罪種について、事件が公判請求された場合には第一審での起訴罪名（複数ある場合はもっとも重いもの）を、公判請求されていない場合には被害の内容を自由記述で記載してもらい、その内容にもとを、公判請求されていない場合には被害の内容を自由記述で記載してもらい、その内容にもとを、

4) 財団法人社会安全研究財団の研究助成（代表者 諸澤英道）を受け、被害者参加制度や意見陳述制度などの刑事司法制度、および警察庁における被害者政策の効果検証を目的として、死亡事件の遺族を対象に実施した調査をさす。これらの検証結果については、白岩祐子・唐沢かおり「犯罪被害者の裁判闘争が司法への信頼に与える効果—手続き的公正の観点から—」心理学研究85巻（2014年）20頁以下、白岩祐子・小林麻衣子・唐沢かおり「“知ること”に対する遺族の要望と充足—被害者参加制度は機能しているか—」社会心理学研究32巻（2016年）41頁以下、白岩祐子・小林麻衣子・唐沢かおり「警察による犯人の犯罪被害者政策の有効性—遺族の立場からの検討」犯罪心理学研究55巻（2017年）15頁以下、白岩祐子・小林麻衣子・唐沢かおり「犯罪被害者遺族による制度評価—被害者参加制度・意見陳述制度に着目して」犯罪心理学研究56巻（2018年）105頁以下を参照。

づいて「交通」とそれ以外（便宜上「殺人・致死」と総称する）に分類した。

調査票はあらかじめ公判請求の有無別に作成し、該当する方の調査票を各遺族に送付した。本研究では、不起訴となった事件と略式命令請求された事件の遺族をあわせて「公判請求なし」群とした。

(2) 警察官の処遇 「警察官の対応についてうかがいます。担当警察官が複数いた場合、もっともひんぱんに会った人についてお答えください」というリード文に続けて、「警察官は捜査の状況を定期的に知らせてくれた（捜査状況の共有）」「被害者・遺族の権利（被害者が司法手続きでできること）についての説明が警察官からあった（権利の告知）」「警察官にはこちらの心情や状況への気遣いがあった（配慮）」「捜査は充分に行われた（捜査）」の4項目を、それぞれ5件法（1=まったくそう思わない～5=とてもそう思う）で尋ねた。

予備分析にはIBMのSPSS Statistics ver.23を、本分析ではフリーソフトHAD⁵⁾を使用した。

IV 実証研究：結果

1 予備分析

(1) 関係性と罪種のマトリックス 面識の有無により関係性を2群化した（面識なし／面識あり）。これと罪種2群（殺人・致死／交通）とのクロス表を表1に示す。殺人・致死における「面識あり」の内訳は、顔見知り15名、同僚・級友6名、友人4名、近所の人2名、恋人・婚約者2名、家族・親族2名となっていた（計31名）。交通における「面識あり」の内訳は、近所の人5名、友人2名、被害者が通っていた学校の教員2名、顔見知り2名であった（計11名）。このほかに同乗事故が4件あり、関係性や事故態様の複雑さを考慮すると独立して検討すべきと思われたが、件数が少なく分析に耐えられないため除外することとした。前掲の人数は除外後のものとなっている。

表1 関係性と罪種のクロス表（人数）

	殺人・致死	交通	計
面識なし	24	114	138
面識あり	31	11	42
計	55	125	180

(2) 均質性の検定：公判請求の有無 公判請求の有無と面識、罪種の関連性を検討するため χ^2 検定を行ったところ、それぞれ有意（ $\chi^2=15.44, df=1, p < .001$ ）ないし有意傾向（ $\chi^2=3.67, df=1, p = .06$ ）となった。つまり本データにおいては、加害者と面識がある事件ほど公判請求されやすく、また交通事故は殺人・致死事件より不起訴・略式命令請求に

5) 心理統計分析を行うためのフリーソフトウェア。清水裕士「フリーの統計分析ソフトHAD：機能の紹介と統計学習・教育、研究実践における利用方法の提案」メディア・情報・コミュニケーション研究1巻（2016年）59頁以下を参照。

なりやすい傾向が見いだされた。

これらの結果をふまえ、以降の本分析では、協力者の性別と年代、事件発生年という一般的な統制変数に加えて、公判請求の有無も統制変数として投入し、これらの変数が目的変数（警察官の処遇）に与える効果をコントロールしたうえで、面識と罪種およびその組み合わせが目的変数におよぼす効果を検討した。

2 本分析

面識と罪種およびその組み合わせによって、警察官の遺族対応に差異がみられるかどうかを検討するため、「検査状況の共有」「権利の告知」「配慮」「検査」を目的変数、「罪種（殺人・致死／交通）」「面識（なし／あり）」「罪種と面識の交互作用項」を説明変数、「性別（男性／女性）」「年代」「事件発生年」および「公判請求（なし／あり）」を統制変数とする重回帰分析をそれぞれ行った。

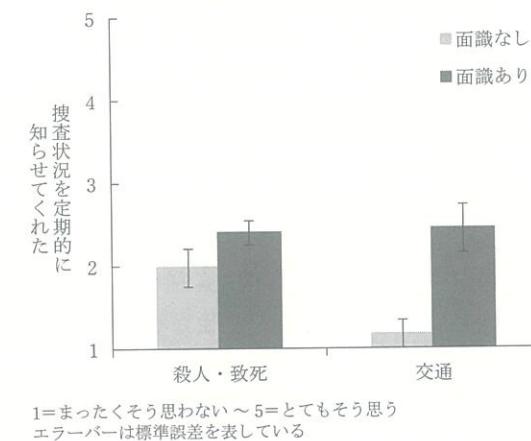
(1) 検査状況の共有 罪種、面識の主効果と交互作用項が有意・有意傾向となった（表2）。交互作用項が有意であったことから単純主効果の検定を行ったところ（図1）、殺人・致死／交通のいずれにおいても、加害者と面識がない事件より面識がある事件の方が、遺族は警察官から検査状況を共有されていること、さらに面識がない事件に限ってみれば、交通死亡事故よりも殺人・致死事件の遺族の方が検査状況を共有されていることが明らかになった。

また統制変数として投入した事件発生年と公判請求による正の効果も有意となった。つまり、最近発生した事件であるほど、また公判請求された事件ほど、遺族は警察官から検査状況を共有されていることが明らかになった。

表2 重回帰分析の結果（検査状況の共有）

	検査状況の共有
標準化係数	
罪種（0 = 殺人・致死、1 = 交通）	-.15 [†]
面識（0 = なし、1 = あり）	.32**
罪種*面識	.18*
性別（0 = 男性、1 = 女性）	.02
年代	-.15*
事件発生年	.20**
公判請求（0 = なし、1 = あり）	.14*
<i>R</i> ²	.27
<i>AdjR</i> ²	.24
<i>F</i>	8.30***
***p < .001, **p < .01, *p < .05, †p < .10 VIF < 2.00	

図1 単純主効果の検定（検査状況の共有）



1=まったくそう思わない～5=とてもそう思う
エラーバーは標準誤差を表している

(2) 権利の告知 面識の主効果と交互作用項が有意となった（表3）。交互作用項が有意であったことから単純主効果の検定を行ったところ（図2）、殺人・致死事件では面識による差異がみられなかったが、交通死亡事故においては、加害者との面識がない場合、面識がある事故にくらべて遺族は権利を告知されていないことが確認された。面識がない事件に限ってみても、交通死亡事故の遺族は殺人・致死事件の遺族より権利を知らされていなかった。

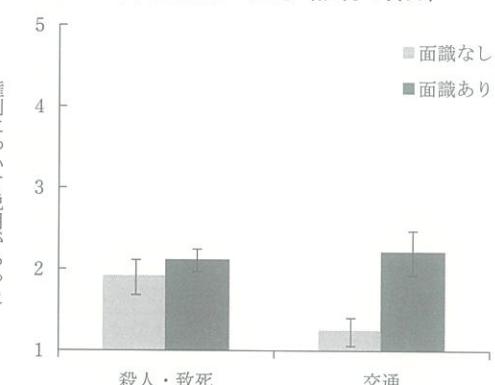
ここでも公判請求による正の効果が確認された。つまり、公判請求される事件の場合、そうでない場合にくらべて遺族は相対的に警察官から権利を告知されやすいことが示された。

表3 重回帰分析の結果（権利の告知）

標準化係数	権利の告知
罪種（0 = 殺人・致死、1 = 交通）	-.12
面識（0 = なし、1 = あり）	.24*
罪種*面識	.17*
性別（0 = 男性、1 = 女性）	-.04
年代	-.26**
事件発生年	.06
公判請求（0 = なし、1 = あり）	.21**
<i>R</i> ²	.25
<i>AdjR</i> ²	.22
<i>F</i>	7.43***

***p < .001, **p < .01, *p < .05, †p < .10 VIF < 2.00

図2 単純主効果の検定（権利の告知）



***p < .001, **p < .01, *p < .05, †p < .10 VIF < 2.00

(3) 配慮 罪種・面識の主効果と交互作用項が有意・有意傾向となった（表4）。交互作用項が有意であったことから単純主効果の検定を行ったところ（図3）、(2) 権利の告知と同じパターンが見いだされた。つまり、加害者と面識のない交通死亡事故の遺族は、他の群にくらべ警察官から配慮されにくい傾向が浮き彫りになった。

事件発生年と公判請求による正の効果も有意傾向・有意となった。つまり、最近発生した事件であるほど、また公判請求された事件ほど、遺族は警察官が気遣ってくれたと認識していることが明らかになった。

(4) 検査 罪種の主効果と交互作用項が有意・有意傾向となった（表5）。交互作用項が有意であったことから単純主効果の検定を行ったところ（図4）、ここでも（2）権利の告知、（3）配慮とほぼ同じパターンが見いだされた。交通死亡事故の遺族は殺人・致死事件の遺族にくらべ、警察の検査は不充分だと考えており、この傾向はとくに加害者と面識がない交通死亡事故の遺族において顕著となっていた。

表4 重回帰分析の結果（配慮）

標準化係数	配慮
罪種（0=殺人・致死、1=交通）	-.22**
面識（0=なし、1=あり）	.18†
罪種*面識	.16†
性別（0=男性、1=女性）	.03
年代	-.17*
事件発生年	.13†
公判請求（0=なし、1=あり）	.18*
R ²	.23
Adj R ²	.20
F	6.76***

***p < .001, **p < .01, *p < .05, †p < .10 VIF < 2.00

表5 重回帰分析の結果（捜査）

標準化係数	捜査
罪種（0=殺人・致死、1=交通）	-.35**
面識（0=なし、1=あり）	.06
罪種*面識	.16†
性別（0=男性、1=女性）	.03
年代	-.02
事件発生年	.07
公判請求（0=なし、1=あり）	.11
R ²	.15
Adj R ²	.11
F	3.98***

***p < .001, **p < .01, *p < .05, †p < .10 VIF < 2.00

事件発生年と公判請求の効果はここでは確認されなかった。つまり、警察の捜査に対する遺族の認識は、時期や公判請求の有無にかかわらず一定であることが示された。

V 実証研究：考察

本研究は、関係性が刑事司法機関、とくに警察官の対応におよぼす影響を検討するため、死亡事件の遺族から協力を得て実施した調査データを二次分析した。

(1) 第一の予測 その結果、「殺人・致死事件においては加害者と面識がある事件の遺族のほうが適切に処遇されにくい」という第一の予測はまったく支持されなかった。担当警察官による権利の告知、配慮、捜査において面識の差はみられず、捜査状況の共有についてはむしろ、加害者と面識のある事件の遺族の方が警察官から便宜を受けていることが示された。

図3 単純主効果の検定（配慮）

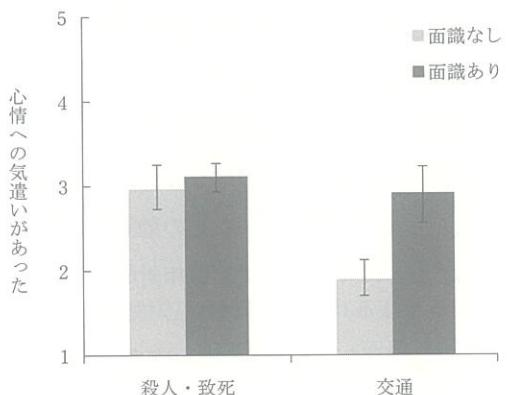
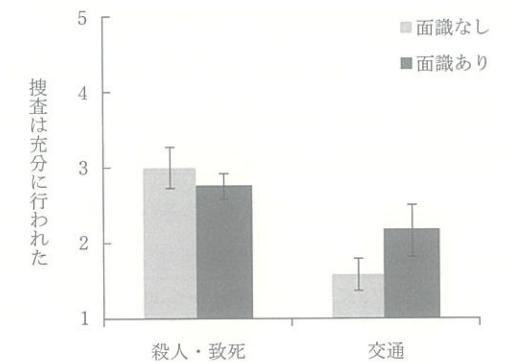


図4 単純主効果の検定（捜査）



(2) 第二の予測 「交通死亡事故においては面識による差異はないだろう」という第二の予測も支持されず、ここでは面識による一貫した差が見いだされた。具体的には、捜査状況の共有、権利の告知、配慮、捜査の4点すべてで、加害者と面識のない交通死亡事故の遺族は、面識のある事故の遺族より警察官から尊重・配慮されていないことが明らかになった。

(3) 第三の予測 「殺人・致死事件よりも交通死亡事故遺族の方が適切に処遇されていない」という第三の予測は、捜査状況の共有、配慮、捜査で支持される結果となった。つまり、交通死亡事故の遺族は、殺人・致死事件の遺族よりも警察官から捜査状況を共有されず、配慮されず、捜査は不充分だと認識していることが明らかになった。ただし、この結果は交通死亡事故全般に当てはまるのではなく、加害者と面識のない事故に限られるものであった。

捜査については唯一、面識の有無にかかわらず罪種の差が見いだされた。第三の予測どおり、殺人・致死事件にくらべて交通死亡事故の遺族の方が、警察による捜査は充分でないと認識していることが明らかになった。

以上の内容を総括すると、本研究で得られた結果は以下のとおりとなる。

(1) 加害者と面識のない交通死亡事故の遺族は、殺人・致死事件や（面識のある）交通死亡事故にくらべ突出して警察官から捜査状況を共有されにくく、被害者の権利を知らされにくく、また心情への気遣いを受けておらず、捜査を不充分とみなしていることが示された。

(2) 一方、加害者と面識のある交通死亡事故では、遺族は警察官から殺人・致死事件の遺族と同等の処遇を受けていた。具体的には、殺人・致死事件の遺族と同じくらい捜査状況を共有され、被害者の権利を告知され、また心情面での配慮を受けていた。交通事故では一般的に加害者が他人であることが多い、面識がある相手というのは例外的なケースといつていだろ。本データでも加害者と面識がある事故の件数は、面識のない事故の1割未満となっていた。こうした背景を考慮すると、(1) のとおり、一般的かつ大多数の交通死亡事故において、遺族は適切に処遇されていない傾向にあるが、稀で特殊なケースというべき面識のある事故に限っては、遺族はさまざまな側面で警察官から配慮・尊重されていると結論づけることができるだろう。

(3) 交通死亡事故の遺族は全般的に、殺人・致死事件の遺族より捜査を不充分とみなしていた。

(4) 警察による捜査状況の共有については、殺人・致死事件の遺族において唯一面識による差がみられ、加害者と面識のある事件の遺族の方が、警察官から情報を共有されていることが明らかになった。加害者と面識のある殺人・致死事件の場合、捜査の進展に対する遺族の関心に配慮して、警察官が他の事件よりは遺族に便宜を図っていることがうかがわれる。

このほか、事件発生年が警察官による捜査状況の共有と遺族への配慮を改善していることも見いだされ、警察の被害者政策が、少なくともこの二点においては確実に成果をもたらしていくことも明らかになった。

VI 結語：研究の意義と今後の方向性

面識による差異を検討するために行われた本研究ははからずも、交通死亡事故、それもマジョリティというべき、加害者と面識のない交通事故の遺族がおかれていた過酷な境遇を明らかにする結果となった。「刑事司法機関での被害者（遺族）処遇は面識によって異なるのか」という冒頭の問い合わせに立ち返れば、本結果から導き出された回答は、「刑事司法機関での被害者処遇は面識によって確かに違っており、とくに交通死亡事故においてその傾向は著しい」というものになる。

殺人に代表される故意犯と、交通死亡事故に代表される過失犯を同等に扱って分析した本研究に対しては、とくに法学的な見地からの異論があるかもしれない。しかしながら、本研究で検討したのは「捜査状況の共有」「権利の告知」「配慮」「捜査」という、罪種や故意／過失、面識の有無にかかわらずすべての被害者・遺族が等しく受けけることを期待されている尊厳ある処遇であった。本来的には罪種や面識による差異が検出されるはずのないこれらの指標において、差異が検出されたという本結果はまぎれもなく、交通死亡事故が刑事司法機関、この場合には警察から軽視されやすいことを明らかにしている。

交通関係の死者は1970年の最多期で16,765人（24時間以内）⁶⁾と膨大な人数にのぼる。近年はこれより減少しているものの、刑法犯での死者・負傷者のうち交通関係は96%を占め、戦後70年での累計死者数は93万人におよぶ⁷⁾。遺族から「静かなる虐殺」とも呼ばれるこうした規模の大きさゆえに、精神的麻痺（psychic numbing）——戦争や紛争で多数の人間が殺害されることで感覚が麻痺し、苦痛や悲嘆を感じにくくなる現象——が生じており、その結果われわれの社会が交通事故に対してきわめて鈍感・寛容になっている⁸⁾とするならば、本結果はこうした社会の認識を部分的に映し出したものというべきだろう。実際、「交通事故で死んだのなら（殺人事件よりは）諦めがつく」「たかが過失」など、交通死亡事故を軽視する社会通念の片鱗はさまざまな形で表出されることがある。これらに対し遺族はしばしば、「運命」と片づけられる悲しさ」「私は声をあげていきたい。“交通死”は殺人と同じだと」と述べその不当さを訴えてきた⁹⁾。交通死亡事故、ことに加害者と面識のないごく一般的な事故の遺族は、家族を失

6) 内閣府「平成27年交通安全白書」http://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/h27kou_haku/index_pdf.html, 2015年（2016.4.20）。

7) 前田敏章「生命のメッセージ展 in 横浜」2018年6月。

8) 二木雄策『交通死一命はあがなえるか—』（岩波書店、1997年）。

うという一次被害だけでなく、結果の重大性を軽視されるという二次被害にも直面していることを、本結果は改めて示したのだといえるだろう。

最後に、本研究の制約と今後の課題についても触れておきたい。第一に、本研究で用いたデータの大部分は、被害者団体に所属する遺族から協力を得たものであり、代表性という点では結果の一般化が制約される恐れがあることから、今後はすべての遺族にアクセスできる省庁などが主導して同様の検討を行っていく必要があるだろう。第二に、本研究では検討しなかった検察庁・裁判所における被害者処遇についても検証していくことが望ましい。本分析ではほとんど検出されなかった殺人・致死事件における面識の差異も、そこでは見いだされる可能性がある。第三に、面識による刑事司法機関での処遇の差異を検討した本研究の枠組みを、性被害やDVなど、冒頭に示した潜在化しやすい被害に拡張していくことが必要である。

今や定着期に入ったというべき刑事司法機関における被害者政策の運用が、すべての被害者・遺族の権利をひとしく尊重するものとなっているか、定期的に評価し是正していくことが不可欠である。通報率を上げるための施策は、そのような運用の評価と是正をへてはじめて、被害者・遺族にとっての実効性と根拠を備えたものになるだろう。

今回のシンポジウムのもうひとつのテーマである「実証研究からのアプローチ」は、通報率向上のための施策とその後の被害者・遺族処遇、そのいずれを改善するうえでも大きな貢献を果たしうると筆者は確信している。

9) 特定非営利活動法人いのちのミュージアム『いのち・未来へ』（アートヴィレッジ、2009年）。